

「アスベスト対策に関する行政評価・監視」勧告と環境省の対応 平成28年5月

総務省は、アスベスト対策に関する行政評価・監視を実施し、平成28年5月13日の閣議において、環境大臣を含め四大臣に勧告。

< 背景 >

アスベストが使用されている可能性がある建築物の解体が今後増加していくことが見込まれることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策の確実かつ迅速な実施が必要。

今後、大規模な自然災害の発生の恐れが指摘されることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止についても的確な準備措置を講じることが極めて重要。

1 建築物の解体等におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告事項

事前調査の適正な実施の確保
 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進
 事前調査結果等の適切な掲示の確保
 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底(集じん・排気装置からの漏えい防止と敷地境界での濃度測定)
 立入検査の実効性の確保
 レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

環境省の対応

大気汚染防止法の規定や関係通知等で示した留意事項について、技術講習会や通知等により、地方公共団体を含めた関係者に再度周知徹底を図る。
 地方公共団体等の効果的な取組例を収集して、周知・活用を促す。
 迅速な分析法等、技術的な課題を早期に検討する。
 レベル3建材の飛散状況の実態調査を進め、措置を検討する。

2 災害時におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告事項

事前準備の必要性及び具体的な内容の県市に対しての周知
 災害時対応マニュアル について、東日本大震災の地方公共団体の対応を踏まえた速やかな見直し及び周知

環境省の対応

災害時対応マニュアルを県市に対し改めて周知し、対策の強化を促す。
 災害時対応マニュアルについて、東日本大震災の地方公共団体の対応を踏まえ見直し、周知する。

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(平成19年8月)」

平成 28 年 5 月 13 日

アスベスト対策に関する行政評価・監視 — 飛散・ばく露防止対策を中心として — 〈結果に基づく勧告〉

総務省では、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等や災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

評価監視官（農林水産、環境、防衛担当）

担 当：小森、本間、菅谷

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html